

2024年3月27日

福島県双葉町

町長 伊澤 史朗 様

福島県双葉町議会

議長 伊藤 哲雄 様

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

「福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の完全実施及び
復旧・復興への協力に関する要求書」に対する回答について

弊社福島第一原子力発電所の事故により、貴町の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしておりますことにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

また、2023年10月に発生した増設ALPSにおける身体汚染ならびに、2024年2月に発生した高温焼却炉建屋からの放射性物質を含む水の漏えいについて、ご心配をおかけしていることを重ねてお詫び申し上げます。両案件とも、再発防止対策をしつかり行い、安全第一で廃炉作業を進められるよう誠実に対応してまいります。

さて、1月4日に受領いたしました要求内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

記

1. 福島第一原子力発電所の廃炉関連

(1) 安全かつ着実な廃炉の実施について

町民をはじめとする周辺住民が安心して暮らせるよう、中長期ロードマップを踏まえ、廃炉作業の安全かつ着実な実施に引き続き取り組むとともに、廃炉作業に従事する作業員の健康管理、安全に対する教育・訓練の充実はもとより、技術者の世代交代が進むことを見据え、計画的かつ安定的な要員確保及び技術・技能の維持向上等の徹底を図り、長期にわたる廃炉作業が着実に進むよう取り組むこと。

(回答)

福島第一原子力発電所につきましては、中長期ロードマップや原子力規制委員会のリスクマップに掲げられた目標を達成するべく、例年3月に改訂している「廃炉中長期実行プラン」に則り、地域の皆さま、廃炉作業に従事する皆さまに対する安全確保を最優先に、計画的かつ重層的なリスク対策に取り組んでおります。

廃炉作業に従事する皆さまの健康管理につきましては、その前提となる労働環境の改善、各種感染症対策（インフルエンザ・ノロウイルス・新型コロナウイルス等）を一人ひとりが適切に実施し、安全に対する教育・訓練は、入所時教育や安全衛生推進協議会などの場を通じて、引き続き作業安全・放射線安全を確保するための基本的なルールについて周知・徹底し、充実させてまいります。

また、昨年より、廃炉事業に参画意欲のある地元企業さま向けの新たな研修および既に福島第一原子力発電所構内の協力企業棟を中心に実施している廃炉作業に従事する企業さま向けの研修の一部を、双葉町産業交流センターへ移転し実施しております。

技術者の世代交代や、計画的かつ安定的な要員確保、技術・技能の維持向上は、長期にわたる廃炉作業を円滑に進めていくための重要な課題と認識しております。これに向けては、向こう 10 年程度の主要なプロセスをとりまとめた「廃炉中長期実行プラン」の公表や、これに基づく、中長期的な発注の見通しを元請企業の皆さまにご説明させていただき取り組みを継続し、今後も中長期的な要員確保もお願いするとともに、弊社としても計画的に人材を確保・育成し、技術・技能の継承、組織全体の技術力向上に注力してまいります。

引き続き、「復興と廃炉の両立」の大原則のもと、地域の皆さまにご安心いただき、復興に水を差すことのないよう、安全を最優先に、着実に廃炉作業を進めてまいります。

(2) 安全対策の徹底について

昨年10月に福島第一原子力発電所において発生した、増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染や、同月に柏崎刈羽原子力発電所において発生した核物質防護に関わる不適合事案など、作業手順や基本動作の不徹底が原因とされるトラブルが発生している状況は誠に遺憾であり、安全対策が欠如していると言わざるを得ない。

安全性の欠如によるトラブルやヒューマンエラー等が発生しないよう、万全を期することはもとより、町民に不信感を与えることのないよう、緊張感を保って最後まで責任をもって、万全な対策を講じること。

(回答)

2023 年 10 月に福島第一原子力発電所において発生した増設 ALPS 配管洗浄作業における身体汚染ならびに、柏崎刈羽原子力発電所において発生した核物質防護に関わる不適合事案、2024 年 2 月に福島第一原子力発電所において発生した高温焼却炉建屋からの放射性物質を含む水の漏えいについて、関係者の方々をはじめ地域の皆さま、広く社会の皆さまにご心配をおかけしていることを改めてお詫び申し上げます。

福島第一原子力発電所におけるこの 2 件の事案につきましては、作業員の安全確保や環境に影響を与えてはいけないという観点から、決して起こしてはならないことであり、極めて重く受け止めております。再発防止対策を徹底するのみならず、他の作業への水平展開も含めて、安全第一で廃炉作業を進められるようしっかり対応してまいります。

今回のトラブル事案が起きた設備は、震災後に緊急的に設置したものもあり、現在の環境に適したものになっているか、安全性が十分に担保できているか、放射線リスクの高い作業が行われる設備や手順を優先的に検討し、さらなる安全性の向上に、しっかりと取り組んでまいります。

廃炉を進めていくためには、地元の方々をはじめとする社会の皆さまのご理解・ご信頼が不可欠で、その大前提となるのは安全・品質の確保との考えに基づき、事故で避難された皆さまのご帰還の妨げとならないよう、また、ご帰還された皆さまにご不

安を与えることのないよう、トラブルやヒューマンエラーの発生防止を徹底したいと考えております。

そのためには、「設備は故障する、人はミスを起こすものである」という前提に立って、予めリスクを想定して予防的に対策を講じておくことが重要となりますが、まだ十分ではないと考えており、引き続き、設備面や運用面で見直すべきところはないかを確認してまいります。一方、何か不測の事態が発生した際には、しっかりと立ち止まり、安全性や技術的妥当性を確認しながら進めていくことも徹底いたします。

また、柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる不適合事案につきましては、社員への指導・教育が不十分だったことを踏まえ、再教育を実施いたしました。今後も引き続き、定期的に教育を実施してまいります。加えて、マニュアルや手順書等についても、より分かりやすくなるよう、記載を明確化するなどの対策を実施しております。

(3) ALPS処理水の海洋放出について

ALPS処理水の海洋放出に当たっては、想定外の事態が生じることのないよう、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じるとともに、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合、更には、町及び町民に風評被害が発生した場合には、迅速かつ確実に放出を停止すること。

(回答)

ALPS 処理水の海洋放出にあたり、経営層が海洋放出に関連する情報を適時に把握し、速やかに社内に指示を出せるよう関係部所を横断的に統括する社長直轄プロジェクトチームを設置しております。

また、設備運用の安全・品質の確保を確実にを行うため、廃炉・汚染水・処理水対策の最高責任者である副社長の小野が現場に駐在し監督するとともに、社長の私自身も、これまで以上に頻度を上げて現場に足を運び、現場に寄り添ったかたちで状況を確認しております。

周辺海域のモニタリングで、放出水が十分に拡散していないような状況（トリチウム濃度が通常と異なる状況）等が確認される場合に備え、設備の運用として放出停止判断レベルを設定しております。当該値を超えた場合には、海洋放出を速やかに停止いたします。

廃炉の一環である ALPS 処理水の海洋放出は、長期にわたる持続的な取り組みであり、弊社は、この期間を通じ、新たな風評を生じさせないよう、「設備運用の安全・品質の確保」、「迅速なモニタリングや正確で分かりやすい情報発信」、「IAEA レビュー等を通じた透明性の確保」、「風評対策」ならびに「損害発生時の適切な賠償」に、引き続き全力を尽くしてまいります。

加えて、貴町をはじめとした地域の皆さまが、この先も安心して暮らし、生業を続けていくことができるよう、実施主体の役割と責任をもって、廃炉の現状や安全対策等の取り組みを丁寧にご説明させていただくとともに、皆さまからのご懸念やご不安に真摯に向き合い、ご要請をしっかりと受け止め、お応えしていく取り組みを一つひとつ重ねてまいります。

引き続き、海洋放出を含む今後の廃炉の取り組みに「想定外のことがあってはならない」との強い決意のもと、安全を最優先に進めてまいります。

(4) 国内外への正確な情報発信について

ALPS処理水については、今なお海洋放出に反対する意見や新たな風評への懸念、生業の継続への不安の声など様々な意見が示されている。

ALPS処理水の海洋放出や廃炉作業におけるトラブル等の不祥事が、町民の不安や帰還意欲の低下、ひいては町の復興の妨げとならないよう、正確でわかりやすい情報発信を通じて、国内外の理解醸成に取り組むこと。

(回答)

廃炉の一環である ALPS 処理水の海洋放出は、長期にわたる持続的な取り組みであり、弊社は、この期間を通じ、新たな風評を生じさせないよう、「設備運用の安全・品質の確保」、「迅速なモニタリングや正確で分かりやすい情報発信」、「IAEA レビュー等を通じた透明性の確保」、「風評対策」、ならびに「損害発生時の適切な賠償」に、引き続き、全力を尽くしてまいります。

加えて、貴町をはじめとした地域の皆さまが、この先も安心して暮らし、生業を続けていくことができるよう、実施主体の役割と責任をもって、廃炉の現状や安全対策等の取り組みを丁寧にご説明させていただくとともに、皆さまからのご懸念やご不安に真摯に向き合い、ご要請をしっかりと受け止め、お応えしていく取り組みを一つひとつ重ねてまいります。

また、貴町をはじめ、関係する皆さまのご懸念やご関心に寄り添い、様々な媒体を活用し、科学的根拠に基づく情報の国内外への発信を進めております。

具体的には、ALPS 処理水等に関する、データや対応状況などを視覚的に分かりやすく情報発信することを目的として、2018 年 12 月に「処理水ポータルサイト」を開設しました。また、2022 年 8 月より ALPS 処理水の取り扱いを含む廃炉の現状や計画等について広くお示しするため、福島県内地元紙での新聞広告を展開しているほか、首都圏を含む全国に向けては、東京・品川駅や成田・羽田空港等での交通広告（デジタルサイネージ）を実施してまいりました。

「処理水ポータルサイト」では、ALPS 処理水の海洋放出における各設備での状況についてとりまとめた「ALPS 処理水海洋放出の状況」ページを、更に海洋放出に係る各種データを、海洋放出開始時から「リアルタイムデータ」で公開しております。

「処理水ポータルサイト」の内容は、これまでも、日本語に加え、英語、中国語、韓国語での多言語版展開をしてまいりましたが、国際社会の懸念解消や理解醸成に向け、内容を更に充実・強化してまいります。

また、弊社が実施している「海域モニタリングの結果」ページのほかに、透明性の確保に向けて、弊社を含む、関係省庁や自治体などが公表した様々な地点での海域モニタリングの結果を収集し、地図上で一元的に閲覧することができる Web サイト「包括的海域モニタリング閲覧システム (ORBS)」を開設しており、更なる充実を図ってまいります。

2. 原子力損害賠償関係

(1) 帰還困難区域の日常生活阻害慰謝料について

令和4年12月20日に決定した「中間指針第五次追補」の避難費用及び日常生活阻害慰謝料について、当町を含む帰還困難区域等は、特段の事情がある場合を除き平成30年3月末までを賠償の対象となる期間の目安としている。

当町では、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現し、原発事故から11年5か月でようやく住民の居住が可能となったが、今もなお町域の約85%が帰還困難区域となっており、多くの町民がいつふるさとに帰還できるのか不安な中、先の見えない避難生活によって計り知れない精神的な損害を受けている。

この状況を踏まえ、東京電力は、改めて当町における被害状況を深く認識し、避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間は、少なくとも当町の特定復興再生拠点区域が解除された令和4年8月30日までとするよう、自らの判断で早急かつ真摯に賠償期間の見直しを行うこと。

(回答)

今もなお、避難を余儀なくされ、お戻りになれない方が多くおられること、また、多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

特定帰還居住区域の認定に伴い、区域での除染等が開始されるなど、帰還に向けて懸命に歩みを進められている中で、未だに、住民の皆さまがお戻りになれない地域が多くあるなど、弊社の起こした事故が、地域の皆さまへもたらした影響の大きさ、深さは計り知れず、事故の当事者としての責任を痛感しております。

弊社といたしましては、地域の状況など個別のご事情をしっかりと伺いさせていただきながら、真摯な対応に努めることを肝に銘じ、「3つの誓い」に掲げる「最後の一人まで賠償貫徹」という考えのもと、引き続き、迅速かつ適切な賠償に取り組んでまいります。

(2) 商工業者に対する営業損害に係る賠償について

商工業者に対する営業損害について、将来分を含む一括賠償後の追加賠償が認められた事例が極めて少数であると認識している。特に、当町は、他の被災地域と異なり、町民は今後も長期の避難を強いられた状態が継続し、事業再開の見通しが立たないなど、事業者が被っている損害は甚大である。

東京電力は、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たり、個別訪問等による実態把握に努め、定性的要因を積極的に採用するなど、簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応すること。また、営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実かつ迅速に行うこと。

(回答)

商工業者の皆さまの賠償につきましては、「弊社事故による損害がある限り賠償させていただく」という考え方のもと、被害を受けられた方々の個別のご事情を丁寧にお伺いし、引き続き、適切かつ公正な賠償に取り組んでまいります。

また、一括賠償後の追加賠償のご請求をきめ細やかにご確認させていただく中で、別の損害項目で賠償できた事例もあり、他のご請求にも該当できないか工夫を凝らし検討するなど、丁寧な賠償に取り組んでまいります。更に、より一層丁寧に対応させていただく観点から、2020年10月より社内の機能および要員の一部を、順次、福島県内に移行するなど商工業者さまのご事情を丁寧にお伺いできるよう取り組んでおります。

請求書作成支援や証憑整理などの手続きをして、ご請求者さまのご負担軽減に取り組むとともに、今後とも被害を受けられた方々の立場に立った、親身・親切的な賠償を進めてまいります。

(3) 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介について

原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続においては、申立件数のうち約8割で和解が成立しており、そのうち、個別事情による精神的損害の増額など、指針の基準を超えた和解が成立している。

東京電力は、原子力災害の原因者として和解事例を積極的に受け入れ、確実に賠償を行うこと。また、同様の被害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続きによらず、直接請求によって一律に対応すること。

(回答)

「第四次総合特別事業計画」に掲げる「和解仲介案の尊重」という考え方に従い、個々の申立人さまのご事情を丁寧にお伺いしながら、和解の早期成立に向け誠実に対応に努めてまいるといふ考え方に変わりはございません。

ADR センターの総括基準を踏まえた和解仲介案が提示された場合におきましても、誠実に対応させていただくことはもちろんのこと、第五次追捕における総括基準を踏まえた精神的損害の増額事由につきましても、弊社へ直接ご請求をいただいた場合は、被害を受けられた方々の個別のご事情を丁寧にお伺いしながら、引き続き、きめ細かく適切に対応してまいります。

3. 双葉町の復旧・復興に向けた取組みへの協力関係

(1) 中野地区復興産業拠点への企業立地と施設の活用について

中野地区復興産業拠点においては現在、22件の立地協定を締結し、17件が操業を開始しており、町の復興の中核となっている。同拠点が福島第一原子力発電所に近接した産業団地であるという優位な立地環境を踏まえ、廃炉技術の最前線基地として、各種施設の町への立地を図り、更なる町の復興へ寄与すること。

(回答)

廃炉技術につきましては、福島第一原子力発電所特有の多種多様な設備への技術的対応に向けた取組みなどが重要と認識しており、中野地区に限らず、貴町の地の利を活かして、「復興と廃炉の両立」に資するべく、関連施設の設置を検討してまいります。

引き続き、検討を進め、貴町の復興のお役に立てるよう努めてまいります。

(2) 双葉町内への企業参入及び雇用の拡充について

町が整備を進めている中野地区復興産業拠点は福島第一原子力発電所に近接しており、今後さらに迅速かつ正確な作業が求められる廃炉作業において優位な立地環境であることを踏まえ、技術者研修拠点以外にも町内にグループ企業及び関連企業と連携し、同拠点への立地や町内での雇用の拡充を図る取組を推進すること。また、地元企業においては、地元の利を生かした迅速な対応が出来ることから、廃炉作業等への参入など地元との連携など積極的な環境づくりに取り組むこと。

(回答)

グループ企業および関連企業と連携した貴町への事務所等の設置につきましては、今後も継続して検討してまいります。

地元企業さまの廃炉作業への参入につきましては、地域の皆さまとともに進めていくという思いのもと、地元企業の皆さまがより積極的かつ計画的に廃炉事業へ参画いただけるよう、今後の中長期的な発注見通しについて毎年度とりまとめてお示ししております。福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局と連携して、マッチング会や、弊社や元請企業との関係構築を目的とした廃炉関連産業交流会の開催等、地元企業さまの新規参入・受注拡大に向けた環境整備を進めており、地域の皆さまの期待に応えられるよう、引き続き努めてまいります。

(3) 双葉町内における社員寮の再開・再整備等について

町では、早期の帰還環境整備のため、JR双葉駅周辺における交流拠点の形成に向けた取組の更なる加速化を図りたいと考えている。町内の賑わい再生に向け、グループ企業はもとより関連企業も含め町の復興への協力を率先して行うこと。

また、住民帰還が進まない町内での防火・消防活動の一貫として、東京電力及びグループ企業の社員の皆さんの当町消防団への入団について、特段の配慮をもって取り組むこと。

(回答)

貴町内への居住につきましては、現在、2024年4月中の入居開始に向けて、長塚地区にある既存寮の改修を進めております。引き続き、貴町とご相談のうえ、まちの賑わい等にご貢献できるよう、取り組んでまいります。

また、消防団につきましては、2023年4月に10名入団させていただいております。引き続き、貴町における防火、消防の活動に寄与してまいります。

以上